

第4節 児童福祉・母子保健

1 次世代育成支援行動計画推進

(1) 次世代育成支援行動計画推進事業

根拠法令等	次世代育成支援対策推進法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき策定した大牟田市次世代育成支援行動計画「いきいき子どもプランⅡ」を効果的に推進するため、協議会の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

<計画の期間>

平成17年度から平成26年度までの10年間(平成21年度見直し)

<実績>

次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市次世代育成支援市民協議会を設置。

2 子育て支援事業

(1) 子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

<目的・事業内容>

子どもの医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学生までの子ども
- ・ 国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと

<実績>

区分		年度					
		21	22	23	24	25	
乳幼児	国保	対象者	1,109	1,074	1,047	1,119	1,068
		件数	17,121	17,401	18,148	17,794	17,412
		金額(千円)	36,306	41,399	45,022	41,570	40,763
	社保	対象者	4,930	4,891	4,913	4,896	4,857
		件数	70,402	73,509	78,317	77,704	79,148
		金額(千円)	149,816	164,271	173,434	173,796	182,502

計	対象者	6,039	5,965	5,960	6,015	5,925
	件数	87,523	90,910	96,465	95,498	96,560
	金額(千円)	186,122	205,670	218,456	215,366	223,265
子ども	件数	-	-	-	-	33
	金額(千円)	-	-	-	-	1,896
合計	件数	-	-	-	-	96,593
	金額(千円)	-	-	-	-	225,161

平成25年4月から対象を小学生の入院費まで拡大(通院は対象外)

平成26年4月から対象を中学生の入院費まで拡大(通院は対象外)

(2)子ども手当給付

根拠法令等	子ども手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合 H22.4月~ H23.9月分 H23.4月から つなぎ法	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳~3歳未満(被用者) 国11/13,県1/13,市1/13 ・0歳~3歳未満(非被用者) 国19/39,県10/39,市10/39 ・3歳~小学校修了前(第1子,第2子) 国29/39,県5/39,市5/39 ・3歳~小学校修了前(第3子) 国19/39,県10/39,市10/39 ・中学生 国10/10
		負担割合 (特措法) H23.10月~ H24.3月分	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳~3歳未満(被用者) 国13/15,県1/15,市1/15 ・0歳~3歳未満(非被用者) 国5/9,県2/9,市2/9 ・3歳~小学校修了前(第1子,第2子) 国4/6,県1/6,市1/6 ・3歳~小学校修了前(第3子) 国5/9,県2/9,市2/9 ・中学生 国10/10 ・特定施設入所等子ども 国10/10

<目的・事業内容>

次代を担う子供が健やかに育つことを、社会全体で応援することを目的とする。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童(平成22年4月から)を養育している父母等

<支給額>

平成22年4月から一律13,000円支給(H23.9月分まで)

平成23年10月~

子どもの年齢	子ども手当月額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

<実績>

区分		年度	22	23	24		
					つなぎ法	特措法 (施設分含む)	計
0 } 3 歳	被用者	受給人員(延数)	18,761	23,232	0	3,980	3,980
		支給額(千円)	243,893	317,500	0	59,700	59,700
	非被用者	受給人員(延数)	6,193	7,133	0	1,256	1,256
		支給額(千円)	80,509	97,375	0	18,840	18,840
了前 小学 3歳 以上 校修	被用者	受給人員(延数)	62,568	74,227	16	13,471	13,487
		支給額(千円)	813,384	907,355	208	144,335	144,543
	非被用者	受給人員(延数)	22,789	26,368	60	4,532	4,592
		支給額(千円)	296,257	324,000	780	48,830	49,610
校修了 了後 小学 校修 了前 中学	被用者	受給人員(延数)	21,929	26,167	0	4,602	4,602
		支給額(千円)	285,077	313,642	0	46,020	46,020
	非被用者	受給人員(延数)	8,832	10,222	12	1,747	1,759
		支給額(千円)	114,816	123,541	156	17,470	17,626
計		受給人員(延数)	141,072	167,349	88	29,588	29,676
		支給額(千円)	1,833,936	2,083,413	1,144	335,195	336,339

平成24年度については、児童手当への移行により、24年2・3月分の2ヶ月分の支給となっている。(6月支給)

(3) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～3歳未満(被用者) 国 37/45, 県 4/45, 市 4/45 ・0歳～3歳未満(非被用者) 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・3歳～小学校修了前 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・中学生 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6 ・所得制限超過者 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6

<目的・事業内容>

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童を養育している父母等

<支給額>

児童の年齢	児童手当月額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

<実績>

区分			年度	24			
				児童手当	特例給付	施設入所	計
0 } 3 歳	被用者	受給人員(延数)	18,905	285	0	19,190	
		支給額(千円)	283,575	1,425	0	285,000	
	非被用者	受給人員(延数)	5,546	18	146	5,710	
		支給額(千円)	83,190	90	2,190	85,470	
了前 小学 3歳 校 修 以上	被用者	受給人員(延数)	59,689	1,554	13	61,256	
		支給額(千円)	639,980	7,770	130	647,880	
	非被用者	受給人員(延数)	19,800	302	299	20,401	
		支給額(千円)	213,540	1,510	2,990	218,040	
了前 後中 小学 校 校 修 了	被用者	受給人員(延数)	21,207	918	0	22,125	
		支給額(千円)	212,070	4,590	0	216,660	
	非被用者	受給人員(延数)	7,588	160	234	7,982	
		支給額(千円)	75,880	800	2,340	79,020	
計		受給人員(延数)	132,735	3,237	692	136,664	
		支給額(千円)	1,508,235	16,185	7,650	1,532,070	

区分			年度	25			
				児童手当	特例給付	施設入所	計
0 } 3 歳	被用者	受給人員(延数)	22,457	372	0	22,829	
		支給額(千円)	336,855	1,860	0	338,715	
	非被用者	受給人員(延数)	6,535	55	185	6,775	
		支給額(千円)	98,025	275	2,775	101,075	
了前 小学 3歳 校 修 以上	被用者	受給人員(延数)	72,001	2,236	24	74,261	
		支給額(千円)	771,885	11,180	240	783,305	
	非被用者	受給人員(延数)	23,049	394	316	23,759	
		支給額(千円)	249,055	1,970	3,160	254,185	
了前 後中 小学 校 校 修 了	被用者	受給人員(延数)	24,782	1,257	0	26,039	
		支給額(千円)	247,820	6,285	0	254,105	
	非被用者	受給人員(延数)	8,605	266	234	9,105	
		支給額(千円)	86,050	1,330	2,340	89,720	
計		受給人員(延数)	157,429	4,580	759	162,768	
		支給額(千円)	1,789,690	22,900	8,515	1,821,105	

平成24年度については、子ども手当からの移行により、24年4月分から25年1月分までの10ヶ月分の支給となっている。

(4) 児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国1/3 市2/3

< 目的・事業内容 >

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

< 支給対象者 >

次のすべてに該当する者

- ・ 父または母と生計を同じくしていない、18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること
- ・ 公的年金を受けていないこと

< 支給額 >

区分	全額支給	一部支給
1人目	41,020円	41,010円～9,680円
2人目	5,000円加算	
3人目以降	3,000円加算	

平成26年4月現在支給額

< 実績 >

年度		21	22	23	24	25	原因別			
新法	件数	1,624	1,691	1,682	1,661	1,644	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額 (千円)	752,676	759,353	787,356	769,468	757,514	1,447	2	12	183

平成22年8月から父子家庭も対象となった。

(5) 母子生活支援施設事業

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	所管課	児童家庭課
		負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

< 実績 >

年度		21	22	23	24	25
区分	世帯数	(9) 106	(7) 84	(7) 83	(6) 71	(5) 54
	人員	(20) 236	(16) 192	(18) 217	(18) 217	(14) 168
措置費(千円)		20,900	22,429	25,529	18,191	15,892

()は月平均

市が措置したもの

平成26年3月末大牟田市母子生活支援施設廃止。

(6)助産施設

根拠法令等	児童福祉法第22条・第36条	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

<目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

<施設の概要>

平成22年4月1日設置

名称	大牟田市立病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止

(7)児童家庭相談室の設置

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	所管課	児童家庭課
-------	-----------------	-----	-------

<目的・事業内容>

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

<実 績>

内容別相談受付人数

相談内容		年度				
		21	22	23	24	25
養護相談	児童虐待	78	98	103	84	64
	その他	42	62	80	49	142
保健相談		0	0	3	2	0
障害相談		3	6	8	6	4
非行相談		7	4	2	4	8
育成相談	不登校	15	29	42	23	25
	その他	16	20	15	4	10
その他の相談		7	32	27	60	98
合 計		168	251	280	232	351

年齢別相談受付人数

年齢区分		年度				
		21	22	23	24	25
未就学児（0～3歳）		37	81	87	76	98
（4～6歳）		38	48	46	42	58
小学校低学年（1～3年生）		34	40	44	37	50
高学年（4～6年生）		17	33	34	37	39
中学生（12～15歳）		29	40	53	30	61
～18歳		13	9	16	10	45
合 計		168	251	280	232	351

対応延べ件数

区分	年度	25
電話対応		1,617
来庁		166
訪問		126
その他		355
合計		2,264

の合計受付人数を1年間に対応した延べ件数

(8) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	所管課	児童家庭課
-------	----------------	-----	-------

< 目的・事業内容 >

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

< 構成機関 >

大牟田医師会
大牟田警察署
大牟田市社会福祉協議会
大牟田市小学校長会
大牟田市中・特別支援学校長会
大牟田市保育所連絡協議会
大牟田市民生委員・児童委員協議会
大牟田地区私立幼稚園協会
子ども家庭支援センターあまぎやま
福岡県弁護士会
福岡法務局柳川支局
柳川人権擁護委員協議会
大牟田児童相談所
大牟田市教育委員会
大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

会議名	年度	21	22	23	24	25
代表者会議		1	1	1	1	1
実務者会議		12	12	12	12	12
個別ケース検討会議		31	45	34	18	29

実務者会議は、平成22年度までは、要保護児童定期検討会として2構成機関（児童相談所・市）で実施。

平成23年度に実務者会議の位置づけを行う。

平成25年度に実務者会議を3構成機関（児童相談所・教育委員会・市）とする。

3 母子及び寡婦福祉

(1) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法第13条・第14条・第32条	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 10/10

< 目的・事業内容 >

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

< 母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分) >

資金名	貸付 限度額 (千円)	利息	21年度 貸付状況		22年度 貸付状況		23年度 貸付状況		24年度 貸付状況		25年度 貸付状況	
			件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
事業開始 資金	2,830	無利子 (1.5%)										
事業継続 資金	1,420	無利子 (1.5%)										
修学 資金	高校	公立 18 私立 30	無利子		1	648	1	720	1	828		
	高等専 門学校	公立 21 私立 32	無利子									
	大学	公立 45 私立 54	無利子									
	その他	公立 45 私立 53	無利子	1	720	2	2,976	2	2,280			
修業資金	68 (460)	無利子	1	1,560								
就学支度 資金	高校等 150 大学等 370	無利子	5	1,405	1	580	6	1,150	1	160	2	730
住宅資金	1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.5%)										
就職支度 資金	100 (220)	無利子 (1.5%)										
技能習得 資金	68 (460)	無利子 (1.5%)							1	1,080	1	1,080
生活資金	141 103	無利子 (1.5%)							1	1,080	1	1,080
結婚資金	300	無利子 (1.5%)										
転宅資金	260	無利子 (1.5%)	1	230								
合 計			8	3,915	4	4,204	9	4,150	4	3,148	4	2,890

貸付限度額は、平成22年4月1日現在

修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

技能習得資金の()金額は、自動車運転免許の場合

就職支度資金の()金額は、自動車購入の場合

修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。

(2) 福岡県母子福祉協力員

< 目的・事業内容 >

母子福祉資金の円滑適正な運用を図るため、担当地区内の母子家庭を訪問し、貸付および償還等の指導、督励を行うとともに母子福祉の増進に努める。

(3) ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	県 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

< 支給対象者 >

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

< 実績 >

区分		年度				
		21	22	23	24	25
国保	対象者	2,056	1,515	1,451	1,542	1,405
	件数	27,435	20,233	14,149	14,410	12,761
	金額(千円)	93,742	64,753	51,344	50,244	44,042
後期	対象者	1	1	0	0	0
	件数	1	6	-1	0	0
	金額(千円)	1	9	-4	0	0
社保	対象者	2,070	2,094	2,124	2,007	2,028
	件数	18,737	19,217	18,813	18,749	18,427
	金額(千円)	57,394	59,638	54,699	55,534	52,047
計	対象者	4,127	3,610	3,575	3,549	3,433
	件数	46,173	39,456	32,961	33,159	31,188
	金額(千円)	151,137	124,400	106,039	105,778	96,089

平成20年10月から対象者を父子家庭まで拡大

平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外(平成22年9月末まで経過措置)

(4) 高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第30条 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

< 目的・事業内容 >

母子家庭の母の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業であり、平成17年度から実施したもの。

平成21年3月から支給対象期間の延長が図られた。(最長12か月 最長18か月)

平成21年6月から支給対象枠の拡張が図られた。(修業期間の後半1/2 修業期間の全期間。ただし、平成24年度に入学した者は支給上限が3年となる。)

<対象資格>

- ・ 看護師(准看護師を含む)
- ・ 介護福祉士
- ・ 保育士
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士

<実績>

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
准看護師	19	14	17	17	15
看護師	3	4	2	2	0
介護福祉士	0	0	0	1	1
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	1	0	0	0	0
作業療法士	0	0	1	1	1
給付者合計	23	18	20	21	17
事業費 (千円)	27,121	25,030	28,173	27,809	18,646
給付者のうち卒業生数 (人)	12	9	8	13	8
給付者のうち資格取得者 (人)	11	9	8	13	8
給付者のうち就職者 (人)	10	9	7	12	7

(5) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第29条 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課子育て支援担当	負担割合	国3/4 市1/4

<目的・事業内容>

母子家庭の母が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成24年度から実施。

<対象講座>

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で、就労に結びつく可能性の高い講座

<実績>

区分 \ 年度	24	25
対象講座の指定 (件)	1	0
給付金の支給 (件)	0	0
事業費 (千円)	0	0

4 保育事業

(1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法24条 大牟田市保育の実施に関する条例 大牟田市保育の実施に関する条例施行規則	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由により保育に欠ける児童について、公立保育所に入所させ、私立保育所に委託して、又は管外の保育所に委託して保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実に努める。

<実 績>

区 分	年度	21	22	23	24	25
	保育所数	22	22	22	23	23
定員	2,230	2,210	2,220	2,270	2,270	
公立	170	170	170	80	80	
私立	2,060	2,040	2,050	2,190	2,190	
公 立	人 員	(149) 1,784	(171) 2,054	(169) 2,029	(87) 1,042	(90) 1,078
	人 員	(2,093) 25,112	(2,033) 24,392	(2,080) 24,962	(2,248) 26,979	(2,292) 27,501
私 立	委託費(千円)	1,744,422	1,728,567	1,796,705	1,933,316	2,005,128
管 外	人 員	(47) 569	(45) 542	(42) 504	(34) 411	(20) 240
	委託費(千円)	35,307	37,743	35,441	31,002	18,778
合 計	人 員	(2,289) 27,465	(2,249) 26,988	(2,291) 27,495	(2,369) 28,432	(2,402) 28,819
	委託費(千円)	1,779,729	1,766,310	1,832,146	1,964,318	2,023,906

() は月平均

平成24年4月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

(2) 養護児(障害児)保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児保育実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金 交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分)国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

身近な地域で保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児保育実施要綱に基づき、保育士や指導員を配置する民間保育所や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。結果として、心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童を一般の児童とともに集団保育することにより、当該児童の心身の発達を助長し、養護児(障害児)の福祉の推進を図る。

< 保育所実績 >

区分		年度				
		21	22	23	24	25
保育所養護児 (障害児)保育	実施施設数	11	6	6	9	11
	児童数	22	16	15	19	25
	事業費(千円)	10,219	5,962	5,665	21,057	33,307

保育所養護児(障害児)保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所合算して計上。事業費については私立保育所分のみ計上。(養護児保育審査会報酬も含む。)

< 学童実績 >

区分		年度				
		21	22	23	24	25
学童養護児(障害児)保育	実施施設数	7	5	5	7	9
	児童数	12	11	11	10	12
	事業費(千円)	7,782	6,035	5,955	8,291	9,349

(3) 一時預かり事業

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当(登録時) 各実施保育所(利用時)	負担割合	国1/2 市1/2

※平成25年度より補助金化のため、国1/2 市1/2

< 目的・事業内容 >

保育所入所の対象にならない就学前児童の保護者の不規則な就労や病気、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため一時的な保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

< 実績 >

区分		年度				
		21	22	23	24	25
実施施設数		5	4	4	5	5
児童数		(27) 1,637	(21) 990	(22) 1,037	(24) 1,422	(22) 1,342
事業費(千円)		2,970	4,200	4,200	5,780	4,720

()は、1か所当たり月平均。

(4) 延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	各実施保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

平成22年度より補助金化のため国1/3 県1/3 市1/3

< 目的・事業内容 >

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実績>

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
実施施設数	6	5	6	5	5
児童数(月平均)	176	153	181	146	149
事業費(千円)	8,400	7,000	8,010	6,675	6,675

児童数(月平均) は、実利用児童数の平均。

補助対象施設のみ計上。

(5) 休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口 実施場所	天領保育所	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3

<目的・事業内容>

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労より家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

<対象者>

次のすべてに該当する者

- ・大牟田市内在住で市内の認可保育所に通所している児童
- ・休日に就労のため保育できない世帯の児童
- ・健康で集団保育が可能な児童

<実績>

区分 \ 年度	24	25
登録数	17	42
利用者数	14	131
事業費(千円)	272	1,224

平成24年6月より預かり開始

(6) つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	つどいの広場(えるる1階)	負担割合	国1/2 市1/2

※平成25年度より補助金化のため、国1/2 市1/2

<目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設(フレンズピアおおむた)の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。平成25年10月からは、大牟田市市民活動等多目的交流施設(えるる)の1階に移転し事業継続している。

<実績>

区分	年度				
	21	22	23	24	25
登録組数(組)	(54) 645	(57) 682	(55) 654	(45) 537	(57) 681
利用組数(組)	(356) 4,275	(377) 4,524	(294) 3,525	(282) 3,383	(337) 4,047
利用人数(人)	(798) 9,573	(847) 10,164	(682) 8,179	(645) 7,737	(789) 9,472
講座開催回数(回)	13	13	12	12	12
講座参加人数(人)	403	381	314	206	241
子育て相談数(件)	214	226	214	338	322
リズム遊び開催数(回)	36	36	24	12	12
リズム遊び参加数(組)	750	716	389	207	236
子育てサポーター登録数(人)	-	7	17	23	27
子育てサポーター活動件数(回)	-	177	209	323	407
事業費(千円)	3,374	3,468	3,371	3,274	3,373

()は、月平均。

(7)子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当・母子保健担当	負担割合	国 1/2 市 1/2

平成25年度より補助金化のため、国1/2、市1/2

<目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

平成25年度末をもって母子生活支援施設を廃止したことにより、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合の受入れを中止した。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
ショートステイ事業	利用者数	2	1	2	6	6
	延日数	7	4	9	45	56
	事業費(千円)	25	11	60	407	509
トワイライトステイ事業	利用者数	2	4	6	2	2
	延日数	2	11	9	10	22
	事業費(千円)	4	29	24	13	28

(8) 病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

<目的・事業内容>

保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的に施設が預かることにより子育てと仕事の両立を支援するものである。

<対 象 者>

生後 2 ヶ月から小学 3 年生まで

<実 績>

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
利用児童数 (月平均・人)	234 (20)	327 (27)	294 (25)	207 (17)	183 (15)
事業費 (千円)	4,183	4,373	4,300	4,291	4,316

(9) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	おおむたファミリー・サポート・センター	負担割合	国 1/2 市 1/2

平成 25 年度より補助金化のため、国 1 / 2、市 1 / 2

<目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

<会 員>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に居住する者
- ・ 援助会員は 20 才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・ 依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・ 援助会員は講習会等を受講した者

<実 績>

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
会員数	846	823	890	940	838
活動数 (月平均) 件	503 (42)	954 (80)	995 (83)	342 (29)	411 (34)
事業費 (千円)	4,284	4,284	4,284	4,284	4,284

平成 13 年 4 月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(10) 放課後児童健全育成事業 (学童保育)

根拠法令等	大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	学童保育所は各学童保育所 学童クラブは児童家庭課	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3

< 目的・事業内容 >

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

平成25年度から、未整備校区の児童を対象に、近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施し、4未整備校区中の3校区で事業実施。

< 対象児童 >

小学校1年からおおむね3年までの児童、又は小学校4年生から6年生までの障害を有する児童

< 実 績 >

区 分		年 度				
		21	22	23	24	25
三池学童保育所	月平均	41	41	33	41	42
	延人員	491	487	398	494	506
高取学童保育所	月平均	21	22	21	10	18
	延人員	258	266	256	123	216
中友学童保育所	月平均	29	26	21	16	21
	延人員	345	311	256	194	248
みなと学童保育所	月平均	36	30	33	30	37
	延人員	433	361	389	354	443
白川学童保育所	月平均	38	42	45	42	39
	延人員	462	508	541	500	467
銀水学童保育所	月平均	37	45	38	42	39
	延人員	442	540	456	509	471
吉野学童保育所	月平均	47	54	52	44	49
	延人員	560	654	620	526	587
笹原学童保育所	月平均	31	30	34	34	-
	延人員	373	358	411	411	-
大牟田学童保育所	月平均	44	40	43	45	43
	延人員	528	485	520	534	512
手鎌学童保育所	月平均	44	44	52	51	53
	延人員	523	527	624	615	635
駛馬北学童保育所	月平均	37	38	27	20	24
	延人員	440	454	324	245	286
羽山台学童保育所	月平均	43	45	43	41	40
	延人員	518	542	519	497	484
明治学童保育所	月平均	27	30	31	32	34
	延人員	329	359	374	387	409
大正学童保育所	月平均	44	44	46	41	44
	延人員	532	527	549	491	532
倉永学童クラブ	月平均	19	21	21	21	30
	延人員	225	247	250	250	358
平原学童クラブ	月平均	-	9	13	13	15
	延人員	-	110	155	157	182

天領学童クラブ	月平均			18	19	32
	延人員			214	232	380
天の原学童クラブ	月平均	-	-	-	-	40
	延人員	-	-	-	-	484
計	月平均	538	561	571	542	600
	延人員	6,459	6,736	6,856	6,519	7,200
定員		600	640	680	680	680
事業費 (千円)		58,890	62,480	71,889	74,822	79,963

平成 10 年 7 月 1 日 白川学童保育所開所
平成 12 年 4 月 1 日 銀水、吉野学童保育所開所
平成 14 年 4 月 1 日 笹原学童保育所開所
平成 15 年 7 月 10 日 大牟田学童保育所開所
平成 16 年 4 月 1 日 手鎌学童保育所開所
平成 17 年 4 月 1 日 駿馬北学童保育所開所
平成 18 年 4 月 1 日 羽山台学童保育所開所
平成 19 年 4 月 1 日 明治学童保育所開所
平成 20 年 4 月 1 日 大正学童保育所開所
平成 21 年 4 月 1 日 倉永学童クラブ開所
平成 22 年 4 月 1 日 平原学童クラブ開所
平成 23 年 4 月 1 日 天領学童クラブ開所
平成 25 年 3 月 31 日 笹原学童保育所閉所
平成 25 年 4 月 1 日 天の原学童クラブ開所

(11) 保育所施設整備事業費補助

根拠法令等	平成 24 年度福岡県保育所整備事業費補助金交付要綱 平成 24 年度大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課保育担当	負担割合	県 5.5/10 市 1/4

< 目的・事業内容 >

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人が行う保育所施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

< 対 象 者 >

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人

< 実 績 >

区分	年度	24	25
	施設整備数		1
事業費 (千円)		143,304	299,073

施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

5 母子医療事業

(1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第 20 条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

本市は保健所政令市のため従前から実施しているが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となった。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
新規申請者数		30	19	26	16	21
出生時 体 重	1,000 g 以下	4	2	7	1	1
	1,001 ~ 1,500 g	9	3	7	4	5
	1,501 ~ 1,800 g	8	2	5	3	6
	1,801 ~ 2,000 g	6	9	3	6	7
	2,000 g 以上	3	3	4	2	2

(2) 妊娠高血圧症候群等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等援護費支給要綱	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

妊娠高血圧症候群や糖尿病等の妊産婦の療養に要する費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減し、早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以下の世帯に属するものが対象となる。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
申請者数		0	0	0	0	0

(3) 育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法 第54条、第58条	所 管 課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

平成24年度までは、県への進達業務のみであったが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となった。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
申請件数		31	31	32	31	46
給 付 内	肢体不自由	4	4	6	2	5
	視覚障害	0	0	0	0	1
	聴覚・平衡機能障害	0	1	2	1	1

音声・言語・そしゃく機能障害	14	14	14	18	28
心臓機能障害	10	6	6	6	9
腎臓機能障害	0	0	0	0	0
その他	3	6	4	4	2

(4)小児慢性特定疾患治療研究事業

根拠法令等	児童福祉法 第21条の5 福岡県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領	所管課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

小児期における特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなるため、小児慢性特定疾患の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図り、併せて患者家族の医療費の負担軽減に資する。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

年度		21		22		23		24		25	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		17	70	26	65	21	71	5	60	15	58
給付内訳	悪性新生物	4	17	7	14	6	17	2	14	0	17
	慢性腎疾患	0	3	3	3	1	4	0	2	2	2
	慢性呼吸器疾患	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
	慢性心疾患	2	2	1	2	1	3	0	3	2	3
	内分泌疾患	3	21	3	18	5	16	2	17	7	14
	膠原病	1	4	3	3	1	4	0	2	0	3
	糖尿病	1	6	2	5	2	7	1	7	0	6
	先天性代謝異常	0	6	2	6	2	3	0	4	1	4
	血友病等血液免疫疾患	4	8	1	12	3	11	0	7	1	6
	神経・筋疾患	1	2	3	0	0	3	0	2	1	1
慢性消化器疾患	1	1	0	2	0	2	0	2	0	2	

(5)小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課母子保健担当	負担割合	県1/2 市1/2

<目的・事業内容>

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成25年度から実施。

<実績>

年度		25
区分		
申請者数		0

(6)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊治療費助成事業実施要綱	所 管 課	福岡県
申請窓口	児童家庭課母子保健担当		

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし不妊の悩みの軽減を図る。平成16年4月から開始された。助成期間や回数等の見直し・拡充が行われ、現行制度では1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度とし、助成期間は通算5年度で通算10回まで申請可。治療方法、夫婦の合計所得に制限あり。

平成26年度以降、対象範囲や助成回数を見直し。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実 績>

年度 区分	21	22	23	24	25
申請者数	60	45	45	80	64

6 母子健康診査事業

(1)妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査 補助金交付要綱	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	平成24年度まで14回のうち5回分 が市10/10、9回分が国1/2市1/2 平成25年度から 市10/10

<目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成21年度から14回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

<実 績>

年度		21	22	23	24	25
委託医療機関	延受診回数	10,977	11,404	9,936	10,809	10,956
	委託料(千円)	76,645	78,334	69,110	80,411	72,793
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数	97	144	118	100	138
	補助金(千円)	507	752	630	527	807

(2)乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12条、第13条 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	所 管 課	児童家庭課
実施場所	委託医療機関	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

<実績>

区分		年度					
		21	22	23	24	25	
乳児	4か月児健康診査	対象人員	938	932	843	821	870
		受診実人員	928	899	804	773	825
	10か月児健康診査	対象人員	883	889	944	831	871
		受診実人員	828	828	866	741	797
	精密検査数		14	15	17	4	18
	委託料(千円)		6,443	6,603	6,528	6,000	6,463
幼児	1歳6か月児健康診査	対象人員	867	940	919	919	814
		受診実人員	827	861	819	816	733
		精密検査数	10	2	11	6	8
		委託料(千円)	4,040	4,599	4,289	4,448	3,975
	3歳児健康診査	対象人員	961	914	888	953	953
		受診実人員	873	803	751	807	828
		精密検査数	16	14	6	3	19
		委託料(千円)	3,761	3,712	3,458	3,799	3,875

(3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発育遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

<実績>

区分	年度					延受診者数
	21	22	23	24	25	
発達クリニック	135	113	120	125	136	
ことばとこころの相談	138	124	123	142	148	

7 母子保健指導事業

(1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条、第15条、第16条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所 ほか	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。
平成24年度からは、3歳児歯科健診時に育児相談を実施している。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
妊婦	妊娠届出数	993	916	837	877	798
	実人数	1,035	987	915	933	857
	延人数	1,192	1,050	971	996	921
産婦	実人数	132	280	232	250	246
	延人数	444	519	432	444	469
乳児	実人数	990	989	896	921	880
	健診の事後指導 (再掲)	215	150	143	50	17
	延人数	1,662	1,669	1,447	1,470	1,324
幼児	実人数	469	479	430	470	1,149
	健診の事後指導 (再掲)	100	61	132	96	68
	延人数	815	811	885	1,603	1,474
その他	実人数	104	83	91	122	136
	延人数	270	248	260	275	283
電話相談	延人数	889	745	819	627	977

(2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所 ほか	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行なえる環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション、沐浴実習などを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。平成15年度から実施。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・出前講座等：子育て応援隊～お子様のすこやかな成長のためのワンポイントアドバイス～というタイトルで子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話を行う。また、要望があれば、その他、出向いて健康教育を実施している。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	98	106	86	120	89
ママのほっと スペース	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	287	332	144	306	239
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	499	565	526	428	419

出前講座等	回数	6	4	4	6	4
	参加人数	89	113	137	104	60

(3) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	児童福祉法 第6条の3 大牟田市「妊娠期からのケアサポート事業」実施要領	所管課	児童家庭課
-------	---	-----	-------

< 目的・事業内容 >

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成23年度から実施。

< 実績 >

区分		年度		
		23	24	25
医療機関からの 依頼件数	妊婦	0	1	2
	産婦・新生児	11	25	43
医療機関への依 頼件数	妊婦	1	2	2
	産婦・新生児	1	1	2

(4) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3	所管課	児童家庭課
		負担割合	市 10/10 一部 国 1/2 市 1/2

< 目的・事業内容 >

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。乳幼児健診の未受診者へは、嘱託職員が訪問している。

< 実績 >

区分		年度				
		21	22	23	24	25
妊婦	実人員	13	4	8	6	10
	延人員	26	11	11	10	15
産婦	実人員	591	570	531	536	591
	延人員	695	635	623	643	698
新生児 (未熟児を除く)	実人員	551	543	488	510	544
	延人員	586	564	523	571	599
未熟児	実人員	29	23	23	15	12
	延人員	36	26	30	16	15
乳児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	63	35	63	41	70
	延人員	134	74	119	112	121
幼児	実人員	358	264	266	276	217
	延人員	558	507	455	535	354
その他	実人員	28	13	35	40	27
	延人員	82	38	64	110	68

上記のほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員により「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

8 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法 第10条、第12条、第13条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
1歳6か月児	対象人数	872	941	924	927	815
	実人数	741	796	776	779	671
	延人数	809	856	848	856	728
3歳児	対象人数	980	920	891	953	924
	実人数	749	737	699	771	748

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法 第13条 健康増進法 第4条、第7条 地域保健法 第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	所管課	児童家庭課
実施場所	大牟田市保健所	負担割合	市10/10

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

<実績>

区分		年度				
		21	22	23	24	25
妊婦歯科健康相談		827	830	724	847	704
乳幼児の歯育て教室			101	86	147	257
個別相談		127	111	100	319	318
歯科健康教育		20	11	18	70	45
フッ化物塗布		1,065	1,104	1,132	1,847	1,667
その他		1,315	1,198	1,290	1,316	1,205

フッ化物塗布は、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査（平成24年度から）みんなの健康展にて行っている。

その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。

「乳幼児の歯育て教室」を平成22年度から保健所にて実施。平成24年度から場所をつどいの広場に変更して実施。